

和歌山平野農地防災事業
小田井水路（木積右岸排水路）第1工区建設工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	和歌山平野農地防災事業 小田井水路（木積右岸排水路）第1工区建設工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和5年9月）」 （URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html ） （以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、小田井水路（木積右岸排水路）の新設を行うものである。	
2 工事場所	和歌山県岩出市南大池及び新田広芝地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 施工延長 L=273.5m 施工始点 測点 No. 26+ 5.04 施工終点 測点 No. 39+18.57 内訳 管水路（φ1350mm） L=269.2m 推進工法用鉄筋コンクリート管2種 φ1350 L=264.3m 外殻鋼管付推進工法用鉄筋コンクリート管3種 φ1350 L= 4.9m 分流工 N=1箇所	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年3月14日から令和7年5月17日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年3月13日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、推進工事は休日等 11 日（月平均）を見込んでいる。その他の工事は、雨天・休日等 13 日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
2 寒中コンクリート	1）本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート工事」に基づいて実施する。	

項 目	内 容	摘 要															
3 用水通水停止期間	ト」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、毎年2月9日から2月10日である。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。 小田井水路の通水停止期間は以下のとおり予定しており、小田井水路との接続工はこの期間内に施工しなければならない。 令和6年10月1日～令和7年4月30日																
4 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
5 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
第4章 現場条件																	
1 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土、砂質土及び礫質土を想定している。																
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山平野農地防災事業 小田井水路(木積右岸排水路) 第2工区建設工事</td><td>R7.3～R9.3 (予定)</td><td>仮設ヤード(発進・到達)、発進立坑、待避所の引継ぎ</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	和歌山平野農地防災事業 小田井水路(木積右岸排水路) 第2工区建設工事	R7.3～R9.3 (予定)	仮設ヤード(発進・到達)、発進立坑、待避所の引継ぎ										
工 事 名	工 期	調整事項															
和歌山平野農地防災事業 小田井水路(木積右岸排水路) 第2工区建設工事	R7.3～R9.3 (予定)	仮設ヤード(発進・到達)、発進立坑、待避所の引継ぎ															
3 第三者に対する措置 (1) 騒音、振動対策	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。 また、発進基地での作業については、第5章に基づくものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>騒音レベル測定</th><th>振動レベル測定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td><td>振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td></tr> <tr> <td>基準値</td><td>85dB</td><td>75dB</td></tr> <tr> <td>測定日数</td><td colspan="2">工事着手前1日、工事実施中 各1日</td></tr> <tr> <td>測定地点</td><td>工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。</td><td>工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。</td></tr> </tbody> </table>		騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）	基準値	85dB	75dB	測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日		測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。	
	騒音レベル測定	振動レベル測定															
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）															
基準値	85dB	75dB															
測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日																
測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。															

項 目	内 容				摘 要
		なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。		
	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。		
(2) 濁水対策	1) 本工事の推進工の施工に伴い発生する汚濁水は、全量、産業廃物処理とする。 また、立坑工事の施工に伴い発生する濁水対策は計上していないが、必要な場合は監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、濁水対策が必要な場合は施工に先立ち、濁水処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。				
(3) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。				
(4) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。				
(5) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。なお、仮囲い等の安全工についても地区関係者との協議により追加する場合がある。				
(6) 現場への進入路	1) 工事進入路については、発進立坑には市道水栖西国分1号線から北進、到達立坑には県道粉河加太線から南進する経路を想定している。 2) 発進立坑への経路については、離合のための待避所を設置するほか、土砂・資機材搬入時には交通誘導警備員を配置して通行規制することを想定している。 3) 到達立坑への経路については、待避所がないことから、土砂・資機材搬入時には交通誘導警備員を配置して通行規制することを想定している。				
(7) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員のうち、県道粉河加太線交差点に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家7公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備員検定合格者（1級又は2級）とする。 2) 本工事において1) 以外に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者を下表のとおり配置しなければならない。 3) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者との協議や条件変更等に伴い員数の増減や交代要員の有無に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。				
	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考
	市道水栖西国分1号線から発進立坑付近	4人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時交通誘導員B
		1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入無交通誘導員B
	県道粉河加太線から到達立坑付近	3人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時交通誘導員A 1人

項 目	内 容					摘 要
					交通誘導員B 2人	
	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入無 交通誘導員B		
(8) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 本工事範囲には通学路があるため、登下校の時間帯には交通安全に特に注意すること。 5) 市道水栖西国分1号線から発進立坑に至る進入路について、下記の時間帯は発進立坑用地の北側にある保育園の送迎の車が多く混雑するため、工事用車両の通行は原則として通行しないものとする。 通行を制限する時間帯 8:30～9:30、16:30～17:30					
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。					
(9) 道路沿線住宅対策	道路沿線住民の出入りに支障を来さぬよう十分配慮しなければならない。なお、地元関係者との協議により対策を講じる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。					
(10) 防塵対策	防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。また、その他対策工についても地区関係者との協議により追加する場合がある。					
(11) 関係機関との調整	1) 周辺地域 発進立坑・到達立坑の設置・撤去にあつては、地元自治会、当該改良区と事前協議を行い、施工方法を確認するものとする。なお、事前協議により追加の安全対策が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 発進立坑および到達立坑における仮設道路と市道との接続及び推進管の市道占用について、道路管理者である岩出市と協議中であり、令和6年1月下旬に協議成立見込みである。					
(12) 地上地下施設に対する安全対策	1) 受注者は、共通仕様書第3章第2節3-2-2の1(2)に示す架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画で対策が不要な場合はこの限りではない。 なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1-1-34に基づき監督職員に報告するものとする。					

項 目	内 容	摘 要												
4 調査 (1) 地盤支持力	なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。													
	構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。 なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。													
	<table><tr><th>位 置</th><th>設計地盤支持力</th><th>調査方法 (箇所数)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>発進立坑 (合流水槽)</td><td>173.6kN/m²</td><td>平板載荷試験 (1箇所)</td><td></td></tr><tr><td>到達立坑 (分流水槽)</td><td>152.1kN/m²</td><td>平板載荷試験 (1箇所)</td><td></td></tr></table>	位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考	発進立坑 (合流水槽)	173.6kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)		到達立坑 (分流水槽)	152.1kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)		
位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考											
発進立坑 (合流水槽)	173.6kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)												
到達立坑 (分流水槽)	152.1kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)												
(2) 土質条件・地下水位の確認	発進立坑および到達立坑地点において、ボーリング調査が必要と判断された場合は監督職員と協議のうえ工事着手時にボーリング調査を実施し、土質条件及び地下水位を確認するものとする。													
5 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。													
第5章 指定仮設														
1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4) 工事用地等については、工事期間中の補修及び維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。													
2 立坑等	1) 立坑は契約図面に示すとおりとする。また、施工に当たっては、施工前に機械の配置、組立、撤去等の施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 2) 推進工事期間中の点検、補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。なお、発進立坑は関連工事である第2工区建設工事でも使用するので存置とする。 3) 立坑資材のリースの引継ぎ日は、本工事ならびに上記関連工事の受注者と監督職員との協議により決定する。 4) 立坑形式及び施工方法は次のとおり想定しているが、現場条件等により、想定している立坑形式及び施工方法が困難と判断される場合には、監督職員と協議するものとする。													
	<table><tr><th>施工場所</th><th>種別</th><th>施工方法</th><th>施工条件</th></tr><tr><td>発進立坑</td><td>鋼矢板Ⅳ型</td><td>油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)</td><td>N≦25(最大礫径150mm) 存置</td></tr><tr><td>到達立坑</td><td>鋼矢板Ⅳ型</td><td>油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)</td><td>N≦50(最大礫径210m) 引抜</td></tr></table>	施工場所	種別	施工方法	施工条件	発進立坑	鋼矢板Ⅳ型	油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)	N≦25(最大礫径150mm) 存置	到達立坑	鋼矢板Ⅳ型	油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)	N≦50(最大礫径210m) 引抜	
施工場所	種別	施工方法	施工条件											
発進立坑	鋼矢板Ⅳ型	油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)	N≦25(最大礫径150mm) 存置											
到達立坑	鋼矢板Ⅳ型	油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)	N≦50(最大礫径210m) 引抜											
	5) 切梁、腹起し設置のための余堀り深さは、切梁材中心線から0.7m以内とする。													
3 坑内保安対策	火災の発生を防止するため、換気設備、防水シート等は、不燃性材料を使用するものとする。													

項 目	内 容				摘 要
4 水替工	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。				
		想定排水量	排水方法	備 考	
	発進立坑	Qmax=0～40m3/h 未満	作業時排水	1 箇所 推進工施工時	
		Qmax=0～6m3/h 未満	常時排水	1 箇所 発進立坑構築時	
	到達立坑	Qmax=0～6m3/h 未満	常時排水	1 箇所 到達立坑構築時	
	分流工	Qmax=0～6m3/h 未満	常時排水	1 箇所 分流工施工時	
	2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。				
	3) 現場湧水量が想定以上であった場合は、監督職員と協議するものとする。				
	4) ポンプ等による排水先は、監督職員と協議の上、決定するものとする。				
	5) 立坑掘削時の水替えにおける濁水の処理については、一般土木工事における濁水処理工(機械沈殿処理方式)とする。なお、濁水の状況でこれにより難しい場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。				
5 工事用仮設道路	工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。なお、発進立坑及び到達立坑用地の工事用仮設道路は関連工事である第2工区建設工事でも使用するので存置とする。				
第6章 工事用地等					
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。				
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会のもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴集に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。 5) 本工事における工事用地の返還は南大池102-1のみであり、その他の工事用地は関連工事である第2工区建設工事でも引き続き使用するため、本工事では復旧及び返還は行わないものとする。				
3 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。				
第7章 工事用電力					
	本工事に使用する電力は、次のとおり関西電力会社と事前協議済であり、工事契約後、受注者は関西電力会社に対し速やかに所要の手続きをとり電力需給契約を結ばなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。				

項 目	内 容	摘 要
第8章 工事用材料 1 規格及び品質	ない。 1) 供給電力方式 ① 公称電力 6kV ② 相 数 三相 ③ 周波数 60Hz 2) 供給電力容量 105kW 3) 供給開始日（予定） 令和6年7月1日 4) 供給地点及び責任分界点 供給地点は図面「推進仮設備工計画図」に示す位置とする。なお、関西電力との責任分界点は引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。	
	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 1) 推進工法用管(φ1350mm) ① 推進工法用鉄筋コンクリート管(標準管) 規格 : JSWAS A-2 2018 種類 : 内圧管 外圧強さ : 2種 内圧強さ : AW4(0.4MPa) 圧縮強度 : 50N/mm2 継手性能 : JA同等品以上 ② 外殻鋼管付推進工法用鉄筋コンクリート管(標準管) 規格 : JSWAS A-2 2018 種類 : 内圧管 外圧強さ : 3種 内圧強さ : P6(0.6MPa以上) 圧縮強度 : 50N/mm2 継手性能 : JC同等品以上 2) コンクリート コンクリートは、JIS A5308レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。	

種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材 の 最大寸 法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	分流接続工 分流ゲート枠 分流余水吐 小田井水路復旧
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	基礎コンクリート
			40			基礎コンクリート 支圧壁コンクリート 空伏工 張コンクリート

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

3) 鋼材		
-------	--	--

項 目	内 容	摘 要																	
	鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 SD295 (D13及びD16) H形鋼 JIS G 3192 SS400 鋼矢板 JIS A 5523-SYW295 4) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 クラッシュラン C-40 山砂 スクリーニングス 5) 薬液注入材 水ガラス系溶液(無機)型 瞬結(一次注入)＋緩結(中結)(二次注入)(中性) (劇物又はフッ素化合物を含まないものに限る) 6) 舗設材 アスファルト乳剤 JISK2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (13) 7) コンクリート二次製品 組立人孔 ボックスカルバート 遠心力鉄筋コンクリート管(B形) 8) グレーチング FRPグレーチング(分流水槽) 鋼製グレーチング 9) その他 STW490 1推進管挿口付短管 鋳鉄製マンホール蓋 土木シート (引張強度980N/5cm以上) 10) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																		
	2 見本又は資料提出	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。																	
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>示方配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>推進工法用管</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr><tr><td>薬液注入材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>		材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材類	ミルシート	推進工法用管	カタログ、試験成績書等	薬液注入材	カタログ、試験成績書等	その他資材	カタログ、試験成績書等	
	材 料 名	提 出 物																	
	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表																	
	コンクリート	示方配合表、試験成績書																	
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																	
	鋼材類	ミルシート																	
	推進工法用管	カタログ、試験成績書等																	
	薬液注入材	カタログ、試験成績書等																	
その他資材	カタログ、試験成績書等																		
3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。																		
<table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>薬液注入材</td><td>外観・数量(体積等)</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>管材</td><td>外観・形状・寸法</td><td>〃</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>		材 料 名	検査・試験項目	備 考	薬液注入材	外観・数量(体積等)	搬入時抽出検査	管材	外観・形状・寸法	〃	コンクリート二次製品	〃	〃						
材 料 名	検査・試験項目	備 考																	
薬液注入材	外観・数量(体積等)	搬入時抽出検査																	
管材	外観・形状・寸法	〃																	
コンクリート二次製品	〃	〃																	

項 目	内 容			摘 要
	その他主要材料	〃	〃	
第9章 施工 1 一般事項 (1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。			
(2) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。			
(3) 既設構造物に対する措置	1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。			
(4) 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。			
2 再生資源等の利用 (1) 建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。			

項 目	内 容	摘 要																														
(2) 再生資材の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン (13)</td><td>使用箇所：待避所、仮廻し道路</td></tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：分流接続工、接続水路、分流ゲート桝、分流余水吐、余水桝</td></tr> </tbody> </table> なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：待避所、仮廻し道路	再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：分流接続工、接続水路、分流ゲート桝、分流余水吐、余水桝																						
資 材 名	規 格	備 考																														
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：待避所、仮廻し道路																														
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：分流接続工、接続水路、分流ゲート桝、分流余水吐、余水桝																														
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻（無筋）</td><td>牧野商店（牧野禎穂）</td><td>伊都郡九度山町九度山439番地</td><td>8:00～17:00 （日曜受入不可）</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート殻（有筋）</td><td>司工業(株)</td><td>岩出市押川字風吹水呑谷459番1</td><td>7:00～17:00 （日曜祝日受入不可）</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設発生土（砂質土）</td><td>(株)ミナミ農園</td><td>岩出市今畑字横谷596番地の1</td><td>8:00～17:00 （日曜祝日受入不可）</td><td>最終処分</td></tr> <tr> <td>建設発生土（粘性土）</td><td>(株)ミナミ農園</td><td>岩出市今畑字横谷596番地の1</td><td>8:00～17:00 （日曜祝日受入不可）</td><td>最終処分</td></tr> <tr> <td>建設汚泥（泥水）</td><td>バルベックステクノ(株)</td><td>和歌山市梅原637番地の1</td><td>8:00～18:00 18:00～6:00 （日曜祝日夜間受入不可）</td><td>再資源化施設</td></tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（無筋）	牧野商店（牧野禎穂）	伊都郡九度山町九度山439番地	8:00～17:00 （日曜受入不可）	再資源化施設	コンクリート殻（有筋）	司工業(株)	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7:00～17:00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設	建設発生土（砂質土）	(株)ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1	8:00～17:00 （日曜祝日受入不可）	最終処分	建設発生土（粘性土）	(株)ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1	8:00～17:00 （日曜祝日受入不可）	最終処分	建設汚泥（泥水）	バルベックステクノ(株)	和歌山市梅原637番地の1	8:00～18:00 18:00～6:00 （日曜祝日夜間受入不可）	再資源化施設	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																												
コンクリート殻（無筋）	牧野商店（牧野禎穂）	伊都郡九度山町九度山439番地	8:00～17:00 （日曜受入不可）	再資源化施設																												
コンクリート殻（有筋）	司工業(株)	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7:00～17:00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設																												
建設発生土（砂質土）	(株)ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1	8:00～17:00 （日曜祝日受入不可）	最終処分																												
建設発生土（粘性土）	(株)ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1	8:00～17:00 （日曜祝日受入不可）	最終処分																												
建設汚泥（泥水）	バルベックステクノ(株)	和歌山市梅原637番地の1	8:00～18:00 18:00～6:00 （日曜祝日夜間受入不可）	再資源化施設																												
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用													
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																														
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																														
②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																														
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																														
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																														
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																														

項 目	内 容			摘 要						
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
5 土工 (1) 掘削	1) 表土剥ぎ 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。 2) 掘削・床掘 ①掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ②法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。									
(2) 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。									
6 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。									
7 管体工	1) 推進工法用管 据付方法は、以下に留意するものとする。 ①受口内面及び挿口のゴムリングを点検清掃し、引き寄せ時に土等が咬まないようにしなければならない。 ②ゴムリングの受口内面及び挿口のゴムリングに滑材を均等に塗布しなければならない。 2) 管割図 施工に先立ち、管割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。									
8 推進工 (1) 工法	推進工法については、次表により行うものと計画している。ただし、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><td>工法</td><td>最小曲線半径</td><td>備 考</td></tr><tr><td>泥濃式推進工</td><td>R-300</td><td></td></tr></table>				工法	最小曲線半径	備 考	泥濃式推進工	R-300	
工法	最小曲線半径	備 考								
泥濃式推進工	R-300									
(2) 仮設備	1) 推進工の支圧壁は別添図面に示すとおりであり、支圧耐力7709kNと見込んでいる。 2) 鋼矢板の撤去範囲は、別添図面に示すとおりである。ただし、撤去が困難な場合においては、監督職員と協議するものとする。 3) 推進作業に当たり、規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、効果的な換気設備を設置することとする。									
(3) 推進工	1) 泥濃式推進工に当たっては、推進機の推進方法及び推進速度等について、綿密									

項 目	内 容	摘 要																								
9 薬液注入工 (1) 一般事項	な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。 2) 高濃度泥水材の配合および注入量は、次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 1m3 当たり <table><tr><td>種 目</td><td>粉末粘土</td><td>増粘剤</td><td>目詰材</td><td>水</td></tr><tr><td>数 量</td><td>360kg</td><td>3.0kg</td><td>12.0$\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$</td><td>839.8$\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$</td></tr><tr><td>注入量</td><td colspan="4">1069$\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$(平均)</td></tr></table>	種 目	粉末粘土	増粘剤	目詰材	水	数 量	360kg	3.0kg	12.0 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$	839.8 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$	注入量	1069 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$ (平均)													
	種 目	粉末粘土	増粘剤	目詰材	水																					
	数 量	360kg	3.0kg	12.0 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$	839.8 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$																					
	注入量	1069 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$ (平均)																								
	3) 滑材注入は、管と地山との空隙に推進と併せて特殊グラウトを注入して、地盤沈下の防止、管の摩擦低減、接合部の漏水防止を図り、常に切羽圧バランスを満足させるものとする。滑材は、混合済み滑材の現場打ち込み、注入量は152 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$ を標準とするが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。なお、地下水による滑材の希釈・流亡等に起因し、次表の注入量を注入しても、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑剤の配合、種類について監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。																									
	4) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後に速やかに裏込め材を注入しなければならない。裏込め材の配合および注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。 1m3 当たり <table><tr><td>種 目</td><td>セメント</td><td>フライ アッシュ</td><td>ベントナイト</td><td>分散剤</td><td>目詰材</td><td>水</td><td>備考</td></tr><tr><td>数 量</td><td>500kg</td><td>250kg</td><td>100kg</td><td>4.0kg</td><td>5.0kg</td><td>0.7m3</td><td></td></tr><tr><td>注入量</td><td colspan="7">152$\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$</td></tr></table>	種 目	セメント	フライ アッシュ	ベントナイト	分散剤	目詰材	水	備考	数 量	500kg	250kg	100kg	4.0kg	5.0kg	0.7m3		注入量	152 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$							
	種 目	セメント	フライ アッシュ	ベントナイト	分散剤	目詰材	水	備考																		
	数 量	500kg	250kg	100kg	4.0kg	5.0kg	0.7m3																			
	注入量	152 $\frac{\text{kg}}{\text{m}^3}$																								
	5) 裏込め材の注入は管体、道路、周辺の構造物に影響がないように常に監視しながら行うものとし、裏込め材の注入圧力は0.2Mpa以下とする。使用材料は現場搬入後、監督職員の確認を受けるものとする。																									
6) 本工事は、曲線推進があるため、推進管の追従性の確保やジャッキ推進力の適正な伝達及び、管端面の破損防止のための措置を講じること。																										
7) 推進中は常に推進工上部の地上面の路面状況等を観測し、異常が発生した場合はただちに作業を中止し、応急処置を行うとともに監督職員に報告するものとする。																										
8) 管目地については、流水等により容易に損傷しないよう、入念にモルタルで仕上げるものとする。																										
9) 建設汚泥の場外搬出は、9時から17時の間にしなければならない。																										
(2) 薬液注入工	1) 薬液注入工の施工に当たっては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年8月16日付け地第940号農林水産大臣官房地方課長)、以下「暫定指針」という、「薬液注入工法の管理について(昭和52年5月19日付け構造改善局長建設部長)」及び「薬液注入工事に係る施工管理について(平成2年10月9日付け構造改善局建設部建設課長)」により施工しなければならない。 2) 施工に当たっては、注入工事に係る優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。																									
	1) 注入範囲及び工法 注入範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。なお、注入工法は、最も目的に合致する工法を選択するものとする。 材料種類 : 溶液型無機タイプ 瞬結材(一次)、緩結(中結)材(二次)(中性) 削孔間隔 : 1.0m 削孔総延長 : 発進立坑 坑口防護工 303.80m																									

項 目	内 容	摘 要
	発進立坑 底部 924.00m 到達立坑 坑口防護工 172.00m 到達立坑 底部 273.60m 削孔本数 : 発進立坑 坑口防護工 31本 : 発進立坑 底部 60本 : 到達立坑 坑口防護工 20本 : 到達立坑 底部 24本 総注入量 : 発進立坑 坑口防護工(一次) 17136 ^{リットル} : 発進立坑 坑口防護工(二次) 17136 ^{リットル} : 発進立坑 底部(一次) 30189 ^{リットル} : 発進立坑 底部(二次) 60669 ^{リットル} : 到達立坑 坑口防護工(一次) 12424 ^{リットル} : 到達立坑 坑口防護工(二次) 12424 ^{リットル} : 到達立坑 底部(一次) 11759 ^{リットル} : 到達立坑 底部(二次) 11759 ^{リットル} 土質別注入率：礫質土36.0%(N値：0～50) : 礫質土31.5%(N値：50以上) : 砂質土40.5%(N値：0～30) : 砂質土31.5%(N値：30以上) : 粘性土28.0%(N値：0～4) : 粘性土24.0%(N値：4以上)	
	2) 注入 ①注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置及び深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。 ②地盤の隆起や溝造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。 ③注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と流入実績で大幅に差異を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	
	3) ゲルタイム 注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。	
	4) 削孔 工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。削孔長の管理はロッドにマーキングをし、目視においても確認できるようにしなければならない。	
	5) 水質監視 ①薬液注入による地下水及び公共水域等の水質汚濁を防止するため、地下水水質検査用の観測井(発進基地及び到達立坑)で水質監視を行うこと。なお、観測井は発進側、到達側ともに2箇所を予定しているが、設置箇所については、別途監督職員と協議するものとする。 また、水質の測定項目、採水回数及び水質基準は、「暫定指針」及び関連法規に準拠するものとする。 ②水質検査の結果は、監督職員に報告するものとする。 ③機械器具の洗浄等による廃液処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他の法令に従って処分し、また、残土及び残材の処理に当たっては、人の健康被害を発生することのないよう措置を講じなければならな	

項 目	内 容	摘 要														
	い。 <table><tr><th>観測項目</th><th>観測時期</th><th>観測回数</th></tr><tr><td rowspan="4">水素イオン濃度</td><td>注入工事着手前</td><td>1回</td></tr><tr><td>注入工事施工中</td><td>毎日 1 回以上</td></tr><tr><td>注入工事終了後 2 週間を経過するまで</td><td>毎日 1 回以上</td></tr><tr><td>上記 2 週間を経過後～ 注入終了後半年まで</td><td>月 2 回以上</td></tr></table>	観測項目	観測時期	観測回数	水素イオン濃度	注入工事着手前	1回	注入工事施工中	毎日 1 回以上	注入工事終了後 2 週間を経過するまで	毎日 1 回以上	上記 2 週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月 2 回以上			
観測項目	観測時期	観測回数														
水素イオン濃度	注入工事着手前	1回														
	注入工事施工中	毎日 1 回以上														
	注入工事終了後 2 週間を経過するまで	毎日 1 回以上														
	上記 2 週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月 2 回以上														
10 原形復旧工 (1) 既設構造物復旧	工事区間の中に設計図書に明示していない既設構造物が発見された場合、撤去復旧を必要に応じ追加することがある。															
第10章 施工管理																
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。															
2 施工管理 (1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。															
(2) 施工管理の追加	1) 推進工 推進工については、施工管理基準の8 管水路工事の推進工事によるものとするが、曲線部のジョイント間隔については、JA継手区間で規格値+30mm、JC継手区間で規格値+60mmを基本とし、継手から漏水が生じないように施工管理を行うものとする。なお、たわみ率については、適用除外とする。 2) 薬液注入工 (社)日本グラウト協会発行の「薬液注入工施工資料」(平成30年度改訂)によるものとする。 ①直接測定による出来形管理 <table><tr><th>管理項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th></tr><tr><td>注入孔数</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>注入孔間隔</td><td>-100mm</td><td>1箇所4本測定</td></tr><tr><td>深さ</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td></tr></table> ②撮影記録による出来形管理 注入孔間隔、深さ及び施工状況、1施工箇所に1回 ③品質管理 注入材料の品質証明を施工管理書類に添付するものとする。 3) 漏水試験 ①継目試験 テストバンドにかける試験水圧は、0.08MPaとする。なお、試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	管理項目	規格値	測定基準	測定箇所	注入孔数	設計値以上	全本数		注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定	深さ	設計値以上	全本数	
管理項目	規格値	測定基準	測定箇所													
注入孔数	設計値以上	全本数														
注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定														
深さ	設計値以上	全本数														
3 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。															
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な															

項 目	内 容	摘 要
	事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) 地権者との協議による工事用地の変更 9) 薬液注入工において、地質条件により薬液の種類、注入量及び注入範囲に変更がある場合 10) その他監督職員が認めた事項	
第12章 公共事業 関係調査に 対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第13章 その他 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部	
2 技術提案の 履行	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。なお、現場条件等によって、技術提案(施工計画)の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
3 週休2日に よる施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。	

項 目	内 容	摘 要																								
	①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5% (8日/28日) 以上</td><td>25% (7日/28日) 以上28.5%未満</td><td>21.4% (6日/28日) 以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																							
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満																							
労務費	1.05	1.03	1.01																							
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																							
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																							
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																							

項 目	内 容	摘 要																											
	（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																												
	<table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止策）</td><td>設置</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>道路標識設置工</td><td>撤去・移設</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table>		名 称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01	防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.04	1.03	1.01	撤去	1.05	1.03	1.01	道路標識設置工	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
	名 称	区分			補正係数																								
			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																								
	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																								
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.04	1.03	1.01																									
	撤去	1.05	1.03	1.01																									
道路標識設置工	撤去・移設	1.04	1.03	1.01																									
3 1日未満で完了する作業の積算	1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。																												
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。																												